

平成 30 年度事業計画

平成 30 年度事業推進の基本方針

平成 30 年度の事業は、会員の食品衛生に係わる検査業務の円滑な推進と検査技術の平準化と向上を目的に、以下に示す基本的な事項を推進させ、会員の検査業務の円滑な遂行に資するように努める。

1. 行政及び関連団体からの食品衛生検査に係わる情報提供及び検査命令、アウトソーシング等の受託対応状況等についての調査及び取りまとめを行う。
2. 行政からの入手情報及び調査事項に関する会員からの問い合わせ、要望等について整理、取りまとめを行い、行政との調整を図り、適切に対処する。
3. 会員の検査技術水準の平準化と向上を目指し、技術研修会及び業務管理研修会等を開催する。
4. 行政関係主催の試験法の改正及び検査手技あるいは精度管理等に係わる検討会や他の関連団体主催による講演会、講習会等から入手した情報等については、極力、技術研修会を通じて会員へ反映するように努める。
5. 食品事業者及び関連団体等からの食品衛生検査関連事項や会員における検査受託状況等に係わる問い合わせ事項等に対しては、当協会の各作業部会あるいはホームページ上の会員情報等を活用し、適切に対応を行う。
6. 会員の要望がある各作業部会の所掌事項の範囲にあてはまらない項目の研修会開催等についても、各専門部会で検討し、対応していく。

平成 30 年度の事業計画

1. 食品の衛生検査に係わる調査及び研究に関する事業

厚生労働省、国公立機関、他省庁から依頼される、会員における輸出入食品検査の実施状況調査とその情報提供を行う。

(1) 厚生労働省、検疫所、他省庁等からの関連行政情報の会員への提供及び調査依頼事項等への対応

- 1) 輸入食品検査に係わる法改正、試験法改正並びにモニタリング検査のアウトソーシング等に係わる行政情報（通知、事務連絡等）を会員へ提供する。
- 2) 厚生労働省より依頼される検査命令、自主検査に係わる会員における受託対応状況の調査を実施し、入手情報を報告する。

- 3) 他省庁からの問い合わせ事項、会員への調査依頼等への対応を行う。
 - 4) 会員からの行政に対する問い合わせ事項、要望事項等についての対応を行う。
- (2) 厚生労働省、国公立機関、他省庁からの調査、研究等の協力依頼への対応
- 1) 公定書作成、ガイドライン作成及び検討会・勉強会開催等への参加、協力を行う。
 - 2) 行政検査に係わる試験法の検討会及び厚生労働科学研究班等への参加、協力を行う。
 - 3) 農林水産省からの輸出食品検査の登録等の依頼事項に関しては、昨年同様、輸出入食品検査部会において検討し、会員への情報提供、参加案内等の対応を行う。
- (3) 食品輸入業者、食品事業者、関連団体等からの問い合わせへの対応
- 会員における食品検査の受託対応状況（受託品目、受託対応の可否等）に係わる問い合わせ等に対しては、随時、適正に対応、対処する。

2. 検査従事者の技術力の向上に係る研修又は講習に係わる事業

検査従事者の検査技術力の向上並びに検査施設の技術水準の平準化を図ることを目的として、技術研修会を開催する。また、行政主催、学会主催、関連団体主催の研修会、講習会、検討会への協賛または参加協力を行う。

(1) 技術検討部会における研修会開催についての確認事項

平成 30 年 2 月 22 日に技術検討部会を開催し、平成 30 年度の技術研修会の開催に当たり以下に示すような基本的事項について確認を行った。また、研修計画の立案に当たっては、(2) に示す実施計画案を基に、各作業部会でさらに詳細に検討を行い、最終的な実施計画を 5 月末頃までに決めることとする。

- 1) 平成 30 年度の研修会開催事業計画は、会員からのアンケート調査結果を参照し、必要に応じて、作業部会を立ち上げて、要望が反映出来るよう計画立案する。
- 2) 研修課題は、輸入食品検査に係わる課題を中心とするが、昨年度新規に立ち上げた栄養成分作業部会及び HACCP 作業部会を加え、会員の要望の高い他の試験に関連する課題も採り上げ各作業部会における範囲を拡大した内容を考慮しながら、技術研修会を継続開催する。
- 3) 座学研修会または実技研修会を織り交ぜながら開催する。
- 4) 法改正や試験法改正等がある場合や新しい情報がある場合には、別に、研修会や説明会等の開催を行い、会員への新しい情報の周知に努める。
- 5) 研修会開催における参加者への修了証の発行を行う。
- 6) 研修会の講演内容により、行政、一般へ広く募集する。

(2) 平成 30 年度技術研修会の開催予定と実施計画案の概要

1) 栄養成分研修会 (半日座学研修 6月8日開催)

対象：検査員

研修概要

- ①食品表示基準の運用について (栄養成分表示)
- ②栄養成分検査における留意点等について
- ③平成 29 年度栄養成分検査の外部精度管理調査結果の報告について

2) 食品添加物研修会 (1日座学研修 9月21日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①食品中の食品添加物分析法の改訂について
- ②第9版食品添加物公定書について
- ③食品添加物規制の動向について
- ④天びんの取扱いについて
- ⑤その他 等

3) 汚染物質研修会 (1日座学研修 10月26日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①デオキシニバレノールの基準値の見直しについて
- ②ヒスタミンによる食中毒とその試験方法などについて
- ③標準物質の開発と分析向上支援について
- ④マイコトキシン分析の前処理 (カラムによる精製) のコツなどについて
- ⑤その他 等

4) 微生物研修会 (1日座学研修 11月中旬開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①食品の微生物検査における PCR 法について
- ②公的機関における精度管理の実施状況について
- ③サルモネラ属菌等の検査方法について
- ④その他 等

5) 器具・容器包装研修会 (1日座学研修 11月30日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①器具・容器包装に係る検討事項及び PL 制度の動向について

- ②器具・容器包装試験法に係る検討事項について
- ③海外における器具・容器包装分野の動向について
- ④プラスチック製品からの抽出物及び浸出物分析の概要
- ⑤試験法に関する簡易な実技研修
(着色料試験・目視による着色の有無の判定 等)
- ⑥その他 等

6) 残留農薬等研修会 (1日座学研修 平成31年1月18日開催予定)

対象：検査員

研修概要

- ①食品中の残留農薬等の規制について
- ②食品中の残留農薬等公示試験法開発の最近の動向について
- ③機器分析のコツ (今更聞けない機器分析：質量分析計編)
- ④残留農薬等試験における固相抽出カラムについて
- ⑤マイクロピペットの使用方法
- ⑥その他 等

7) HACCP 研修会

7)-1. 1日座学研修 平成31年1月23日開催予定

対象：作業部会執行委員及び所属機関推薦者

研修概要：トレーナーを養成する研修

7)-2. 3日間座学研修 (演習を含む) 平成31年1月29～31日開催予定

対象：検査機関担当者

研修概要

- ①HACCP7原則12手順について
- ②HACCPプランの作成演習

(3) 厚生労働省、国公立機関及び関連機関主催の分析法検討会並びに勉強会等への参加、協力

厚生労働省及び国立医薬品食品衛生研究所主催の分析法検討やガイドライン作成等係わるに検討会に参加、協力し、会員からの意見、要望等が反映できるように努める。また、入手した情報の中で可能な事項については、適宜、当協会主催の研修会開催の際、情報提供を行うように努める。

(4) 食品衛生に関する国際会議、関連学会、研究会等からの関連情報の入手

国際会議や関連団体主催による学術講演会、講習会開催の情報については、必要に応じ、会員への案内を行い、また、会員にとって必要な情報については、当協会主催の研修会開催時に提供するように努める。

3. 食品衛生思想の普及啓発に関する事業

食品衛生管理に係わる情報を会員への提供を行い、食品衛生思想の啓発に努める。

(1) 食品衛生管理・指導に係わる情報の提供

食品衛生関連事業団体等から入手した食品衛生管理に係わる行政情報（法改正、通知等）については速やかに会員へ案内する。また、講習会開催に関する情報等については参加を促す。

(2) 「フードセーフティージャパン 2018」（一般財団法人食品産業センター及び公益社団法人日本食品衛生協会主催）開催に協賛し、開催案内に関する情報の提供と参加を促す。

(3) 「第42回米国食品衛生調査団」（公益社団法人日本食品衛生協会主催）開催に協賛し、開催案内に関する情報の提供を行い、参加を促す。

4. 食品衛生に関連する検査機器および検査手技の改良に関する事業

(1) 会員の輸出入食品検査業務に支障をきたすような事態（標準品、分析器材、分析用の溶媒、ガスの供給不足）が生じた際には、会員の検査事業の遂行状況及び検査手技の変更等の問題点等について行政との連携を取りながら対処する。

(2) 技術研修会を通じて、賛助会員や関連事業団体が有する食品衛生検査に係わる検査手技、検査機器・器材の使用・管理、試薬等の保管管理等についての有用な情報等を会員へ提供するよう努める。

5. 登録検査機関における検査業務の管理に係わる事業

(1) 会員から提示される検査業務管理上の問題等については、必要に応じ、行政の指導のもと、輸出入食品検査部会を中心に検討を行い、問題の解決、改善に向け適切に対応する。

(2) 精度管理研修会及び業務管理研修会を開催し、会員における業務管理水準の向上に努める。

平成30年度開催予定の精度管理研修会及び業務管理研修会とその他の精度管理研修会計画案の概要を以下に示す。

1) 精度管理研修会（1日座学研修、7月24日開催予定）

対象：検査部門の検査従事者及び管理者

研修概要

- ①食品衛生法の改正と登録検査機関に求められる役割
- ②数値の取扱い方及びバラツキ管理
- ③国際的な試験所に関する要求（ISO17025（2017）の解説）
- ④分析機器の管理と運用について

2) 業務管理研修会（1日座学研修、東京・広島：平成31年2月開催予定）

対象：業務管理責任者、信頼性確保部門責任者並びに指定された者

研修概要

- ①登録検査機関への厚生局による立入検査について
- ②業務管理要領の改訂の今後の動向について
- ③平成30年度の外部精度管理調査結果について
- ④その他 等

3) その他の業務管理研修会

例年開催される厚生労働省関東信越厚生局主催の検査精度管理業務研修会に参加し、情報入手を図る。

6. 国際協力に関する事業

業務管理研修会や精度管理研修会において、厚生労働省並びに国立医薬品食品衛生研究所による、CCMAS 会議における現在の検討事項、今後の動向及び我が国の対応等の課題について講演を企画し、随時会員への検査精度管理に係わる国際的な情報の提供に努める。

7. その他

(1) 「検査事業者賠償責任保険」等の団体加入保険の加入推進

食品検査業務遂行上の事故発生時における補償責務を担保する事を目的として平成29年度に引き続き、未加入会員への検査事業者賠償責任保険及び役員賠償責任保険の加入推進に努める。

特に28年度に3件（2,809,102円）の支払があり、今後も同様な事例が考えられる事から「検査事業者賠償責任保険」の全会員加入を推進する。

(2) 未加入賛助会員への加入推進

当協会とつながりの深い非賛助会員のメーカー及び関連団体等に対しては、継続的に加入を促す。

(3) 当協会のホームページの活用

当協会のホームページの活用策について広報部会において検討する。

ホームページに、企業、団体等の紹介・案内情報等の掲載等を行う場合には、その必要性、適否等について十分検討を行い、会員への有用な情報提供に努める。